

高岡市津波対応マニュアル
【改定版】
(概要版)

令和 7 年 3 月改定
(平成 22 年 8 月作成)
高岡市

はじめに

本市では、平成 11 年に旧国土庁が作成した津波浸水想定を基に、避難すべき区域の指定、本市の警戒体制、避難勧告等の発令基準等を盛り込んだ高岡市津波対応マニュアル（平成 22 年 8 月）を策定した。

県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 23 年度に富山県に影響を及ぼすおそれのある津波についてシミュレーション調査を実施した。その後、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく日本海における新たな断層モデル等が公表されたことから、津波により浸水するおそれがある土地の区域と浸水した場合に想定される水深（津波浸水想定）を設定し、また、防災対策にも反映するため、これら最新の科学的知見を踏まえて、平成 28 年度に、改めて最大クラスの津波を想定したシミュレーション調査を実施したため、県の実施した最新のシミュレーション結果を用いて、同マニュアルの更新を行った。

なお、本マニュアルは、今後、シミュレーション結果の見直しや各種津波防災対策の進捗に併せて、随時改定を行うものとする。

【参考文献】

避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月改定、令和 4 年 9 月更新 内閣府）
津波避難ビル等に係る事例集（平成 29 年 7 月内閣府）
津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成 25 年 3 月消防庁国民保護・防災部防災課）
富山県津波浸水想定調査委託業務 業務報告書（平成 29 年 2 月富山県）
高岡市津波ハザードマップ作成業務委託 報告書（平成 30 年 3 月高岡市）など

【用語の定義】

項目	用語の整理
津波浸水想定区域	対象とする津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲をいう。過去に被害を生じた津波の浸水区域及び津波発生の可能性がある地震のシミュレーションに基づき想定される浸水区域を比較し、最も広い浸水区域を設定する。
避難対象地域	対象とする津波が発生した場合に避難が必要な地域で、市町村が津波浸水想定区域に基づいて定める範囲をいう。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。
避難可能距離	徒歩を前提として、避難開始から津波の到達が予想される時間までに避難することの可能な距離をいう。
避難可能範囲	徒歩を前提として、避難開始から津波の到達が予想される時間までに避難することの可能な範囲をいう。
避難困難地域	津波の到達までに、避難対象地域の外（避難の必要がない地域）に避難することが困難な地域をいう。
津波避難困難者	避難困難地域に存在する住民、観光客等のことをいう。
避難所	避難者が避難対象地域の外へ避難する際の場所で、市町村が指定する。
津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が、緊急に避難対象地域内外において避難するための建物をいう。市町村又は住民（自主防災組織等）が指定又は設定する。
避難目標地点	津波の危険から回避するために、避難対象地域の外へ避難する際に目標とする地点をいい、避難可能範囲を設定する際の起点となる地点をさす。
避難経路	避難目標地点まで最も安全かつ短時間に到達できる道路で住民が指定するものを「避難経路」という。

目次

第1章	避難計画	1
1.	想定地震	1
2.	津波浸水想定区域	1
3.	避難対象地域	4
4.	避難所の指定	6
5.	避難避難ビルの指定	9
6.	避難の三原則	11
7.	地域別避難のしかた	11
8.	地域の方法	15
9.	地域経路の設定	15
第2章	津波発生時の活動体制及び津波情報の収集	16
1.	津波発生時の活動体制	16
2.	津波情報の収集	17
第3章	津波情報の伝達	18
1.	情報通信体制の整備	18
2.	津波情報の伝達	19
第4章	避難情報の発表基準	20
第5章	要配慮者への配慮	22
1.	津波に関する知識の普及	22
2.	地域ぐるみの支援体制の整備	22
3.	車による避難	22
4.	要配慮者への情報伝達手段の確保	22
5.	要配慮者に配慮した緊急情報通信システムの確立	23
6.	社会福祉施設等における防災体制の確立	23
第6章	津波に対する教育・啓発及び訓練の実施	24
1.	教育・啓発活動	24
2.	津波避難訓練の実施	24
第7章	各主体の役割	25
1.	市民	25
2.	国・県	25
3.	市	25
第8章	海岸保全施設等の整備・改善等	25
(資料) 高岡市津波ハザードマップ（全域版、各地域版）		

第 1 章 避難計画

1. 想定地震

このマニュアルにおける津波は、富山県が行った「平成 28 年度富山県津波浸水想定調査委託業務」の結果に基づき想定する。

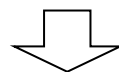
■想定している活断層地震

糸魚川沖地震
富山湾西側地震
呉羽山断層帯地震

本マニュアルでは、糸魚川沖地震、富山湾西側地震及び呉羽山断層帯の計算結果（法律に基づく浸水想定）を重ね合わせ、各計算メッシュで浸水深が最大となるケース及び浸水開始予想時間が最短となるケースを想定する。

■津波シミュレーション概要

地震名	糸魚川沖地震	富山湾西側地震	呉羽山断層帯地震
地震規模	地震規模 M7.6 長さ 86km すべり量 4.66m	地震規模 M7.2 長さ 43km すべり量 2.77m	地震規模 M7.4 長さ 35km 滑り量 2.90m
最高津波高	3.3m	3.2m	2.4m
最大津波高の到達時間	16 分	18 分	28 分
浸水面積	0.7km ²	0.3km ²	0.3km ²



計算結果を重ね合わせ、各計算メッシュで
浸水深・浸水開始予想時間が危険側のケース

図 1 想定地震の決定フロー

2. 津波浸水想定区域

津波浸水想定区域は図 2 あるいは図 3 に示すとおりである。

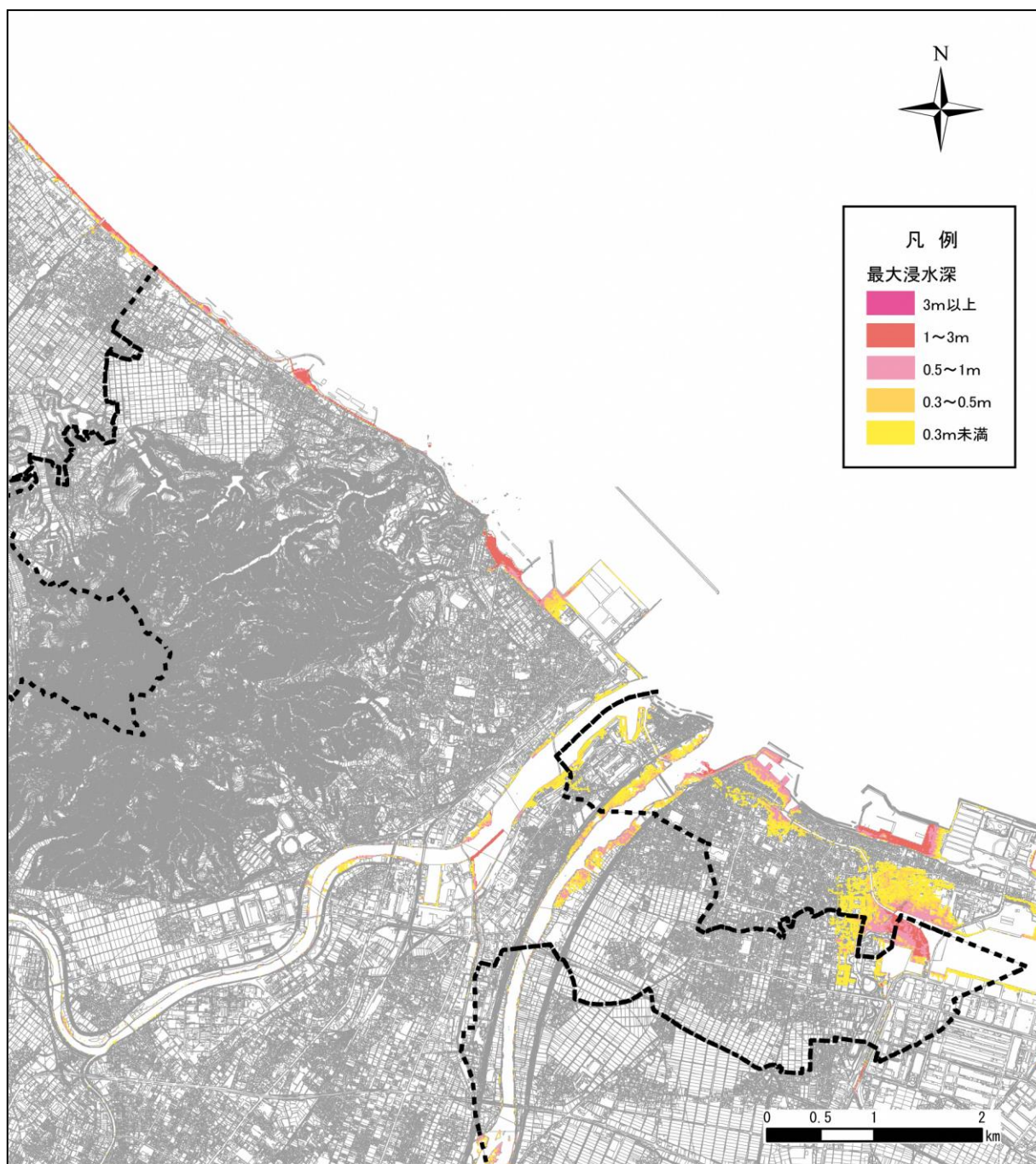


図 2 津波浸水想定区域図(重ね合わせ)

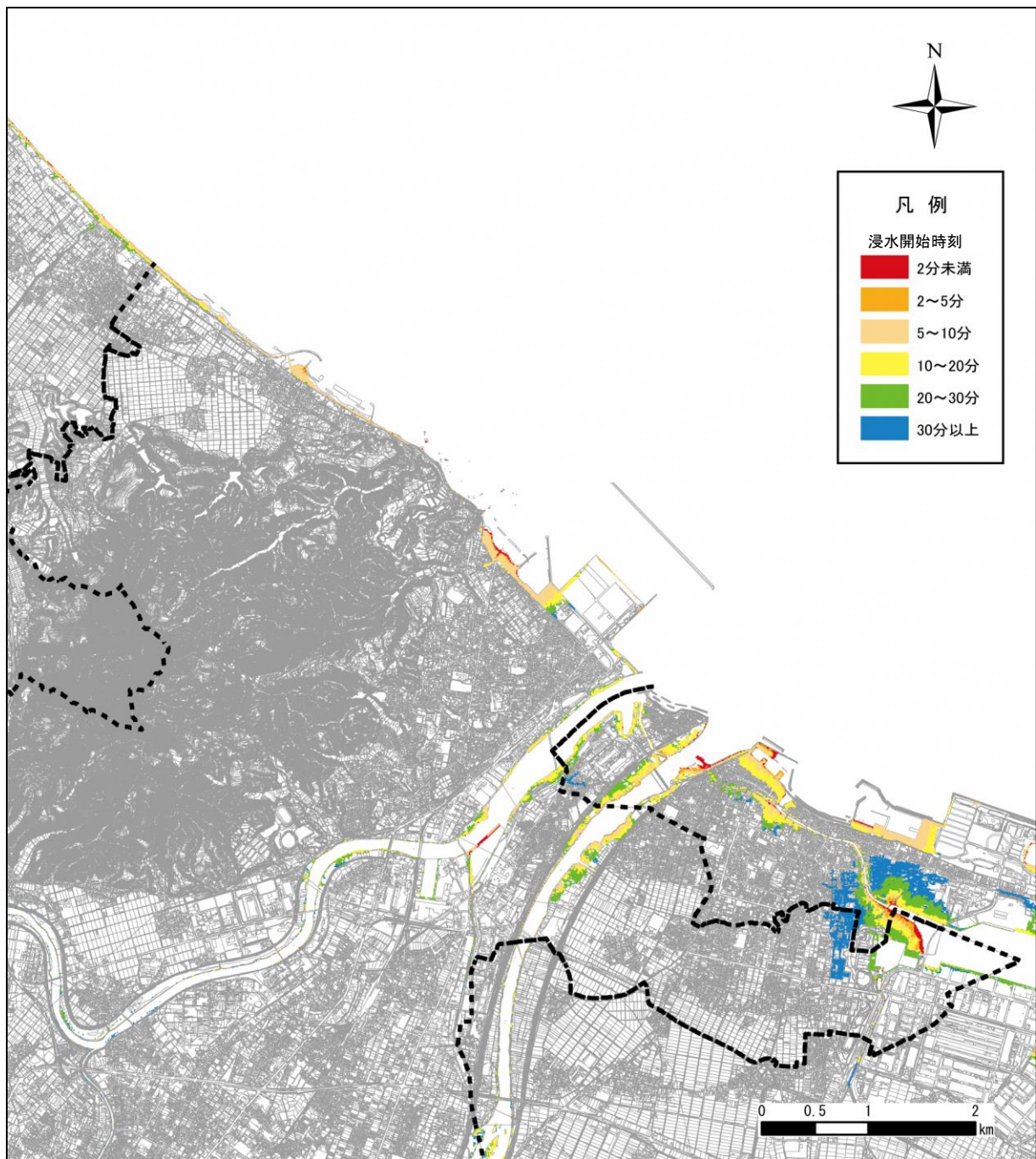


図 3 津波の浸水開始予想時刻

津波浸水想定区域内には、表 1 に示す防災会が含まれる。

表 1 津波浸水想定区域を含む自主防災会

地区名	学校区	津波浸水想定区域が含まれる防災会
牧野	牧野	下牧野第二自治会、中曽根第二地域、姫野第一自治会、姫野第二、下牧野第四自治会、上牧野若葉町、下牧野第三自治会、下牧野第一、姫野第四、姫野第五、上牧野、姫野第三、中曽根、エバーグリーン中曽根
能町	能町	吉久日の出町、吉久御蔵町、吉久さくら台、吉久第一町、吉久西町、吉久寺中町、吉久本町、吉久末広町、富岡町、青葉町、能町自治会、角、米島、荻布、鷺北新、旭ヶ丘、高伏町、東野、新能町、荻布四つ葉町
伏木	伏木	新島自治会、一宮、湊町西部、湊町東部、加古川自治会、伏木本町、伏木旭町、赤坂、臥浦、国分町、若宮、玉川自治会、古国府中部、新町、館ヶ丘、高町、駅前自治会、伏木中道、石坂
	古府	古府第二自治会、城光寺、万葉台、伏木矢田第一、古府桐ヶ丘自治会、串岡自治会、万葉町、東古府自治会、伏木古府若草、矢田新町自治会、矢田南台、高美町、古府第一、古府第五自治会
	太田	太田山岸、渋谷、雨晴西部、中村東部自治会、伊勢領自治会、旦保自治会、中村西部、辰ノ口東部、辰口北部、辰ノ口西部、西田・谷内、雨晴東部

*金屋防災会（牧野地区）は、西部排水機につながる幹線排水路での越流がみられるが、水門があることかつ住家への浸水はないため浸水予想地域から外している。

3. 避難対象地域

避難対象地域は、確実な避難のため、災害特性・地形・居住状況を考慮して、バッファゾーン（予想上浸水しないが、予想の不確実性を考慮すると浸水の恐れのある区域）を津波浸水想定区域の外側に設定し、津波浸水想定区域を含めて設定する。

避難対象地域として設定した範囲は図 4 とし、避難対象地域に含まれる自主防災組織は表 2 である。

表 2 避難対象地域に含まれる自主防災組織の状況

地区名	全部が含まれる自主防災組織	一部が含まれる自主防災組織
牧野	姫野第二防災会	姫野第三自治会防災会、姫野第四防災会、姫野第一自治会防災会、姫野第五防災会
能町	—	吉久末広町防災会、吉久御蔵町防災会、吉久第一町防災会、能町自治会自主防災会、鷺北新防災会、吉久西町防災会
伏木	湊町東部防災会、駅前自治会防災会、湊町西部防災会、臥浦防災会、玉川自治会防災会、伏木中道防災会、石坂防災会、伏木旭町防災会	新島自治会防災会、新町防災会、伏木本町防災会、若宮防災会、加古川自治会防災会、国分町防災会、古国府中部防災会、高町防災会
古府	—	串岡自治会防災会、古府第二自治会自主防災会
太田	—	雨晴東部防災会、辰口北部防災会、渋谷防災会、中村東部自治会防災会、伊勢領自治会自主防災会、雨晴西部防災会、辰ノ口東部地区防災会

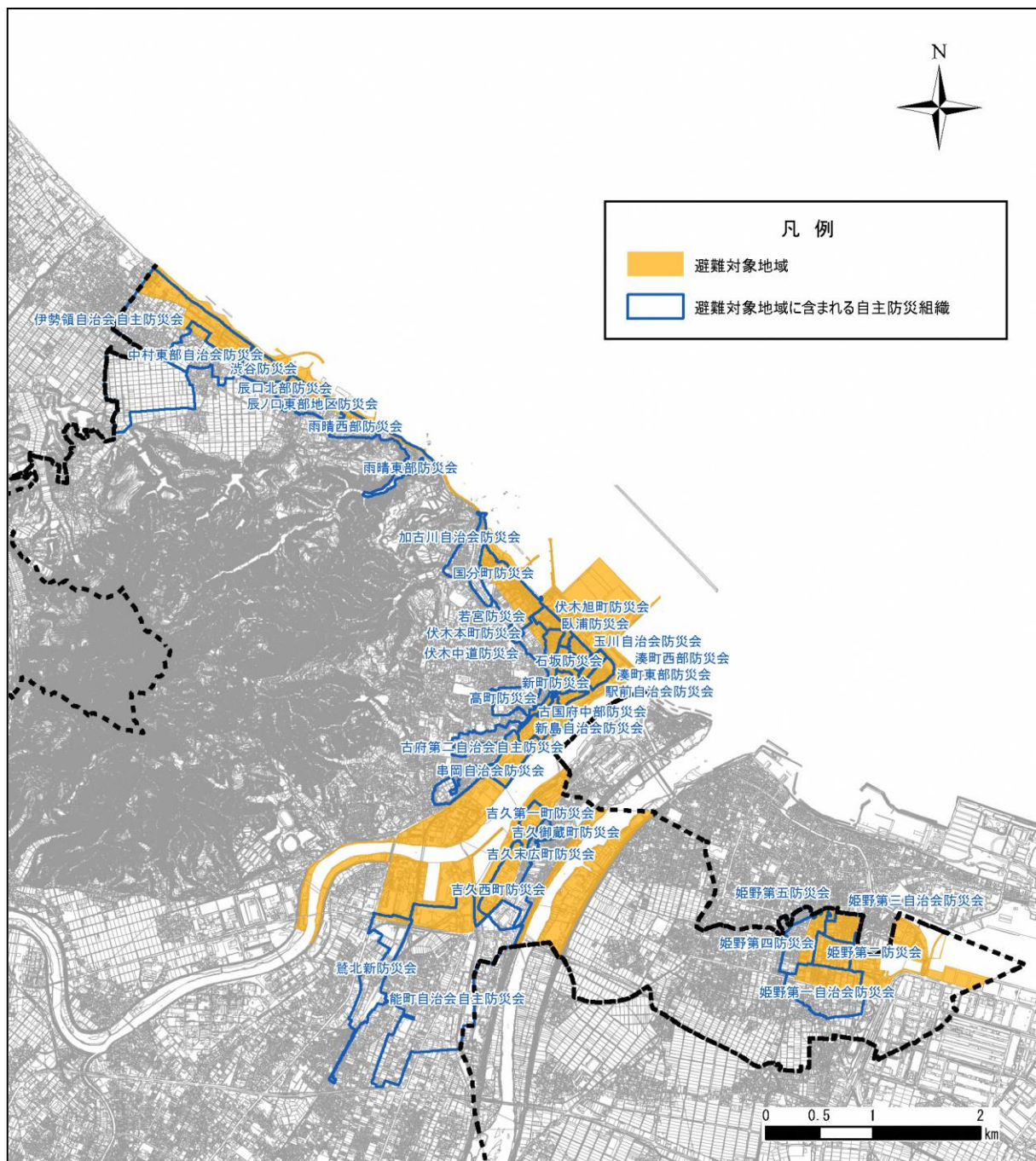


図 4 避難対象地域想定図

4. 避難所の指定

避難所については、災害対策基本法第四十九条の七第一項の政令で定める基準に適合する施設の中から、津波からの緊急避難先としても使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所を指定するよう努める。

津波のときに使用できる避難所は、津波時の避難所としての「安全性」や「収容能力」を評価し、収容能力等を整理した。

表 3 安全性の評価基準と機能

	津波浸水想定区域内	避難対象地域内	避難対象地域外
施設の高さ要件	3階以上に避難できる	2階以上に避難できる	—
構造要件	新耐震基準又は耐震改修済み	新耐震基準又は耐震改修済み	新耐震基準又は耐震改修済み
津波時の利用	○	○	○

表 4 避難所の安全性評価

地区名	施設名	浸水想定区域	避難対象地域	地盤高	階数	耐震性	評価
牧野	牧野小学校	外	外	1.4	3	○	○
	牧野中学校	外	外	1.5	3	○	○
	牧野公民館	外	外	1.7	2	○	○
	伏木海陸運送(株)倉庫群	外	外	2.8	3	○	×
	高岡第一学園附属第五幼稚園	外	外	1.7	2	○	○
	県民公園新港の森	一部内	内	5.9	0	—	×
	牧野みどり保育園	外	外	0.7	2	○	○
	牧野かぐら保育園	外	内	1.1	2	○	○
能町	能町小学校	外	外	4.5	4	○	○
	能町公民館	外	外	4.8	1	○	○
	能町保育園	外	外	6.7	2	○	○
	(株)高岡市衛生公社本社	外	内	3.0	5	○	○
	(株)安達工業高岡工場	外	内	2.3	3	×	×
伏木	伏木小学校	外	外	12.6	3	○	○
	伏木高校	外	外	22.8	4	○	○
	伏木コミュニティセンター	外	内	2.9	3	○	○
	伏木老人福祉センター	外	内	6.4	1	○	×
	万葉スポーツセンター	外	内	2.9	2	×	×
古府	古府小学校	外	外	20.6	3	○	○
	伏木中学校	外	外	20.6	4	○	○
	古府公民館	外	外	20.1	1	○	○
太田	太田小学校	外	外	5.2	3	○	○
	太田公民館	外	外	4.1	2	○	○

- ※ 伏木海運運送(株)倉庫群は荷が保管されているとし、津波時の緊急的な避難では利用できないこととした。また、伏木海運運送(株)富山新港支店(射水市奈呉の江地内)については、住民が避難することはないため評価対象から外した。
- ※ 県民公園新港の森は、避難対象地域外においては利用可能とする。ただし、広域避難場所であるため、津波ハザードマップには避難所として掲載しない。
- ※ (株)高岡市衛生公社本社は避難対象地域内にあるが、津波による浸水が想定されていないことから建物の耐震性が確保されていることから避難所として利用できることとした。
- ※ 万葉スポーツセンターは、体育館は2階部分がないため利用不可とした。

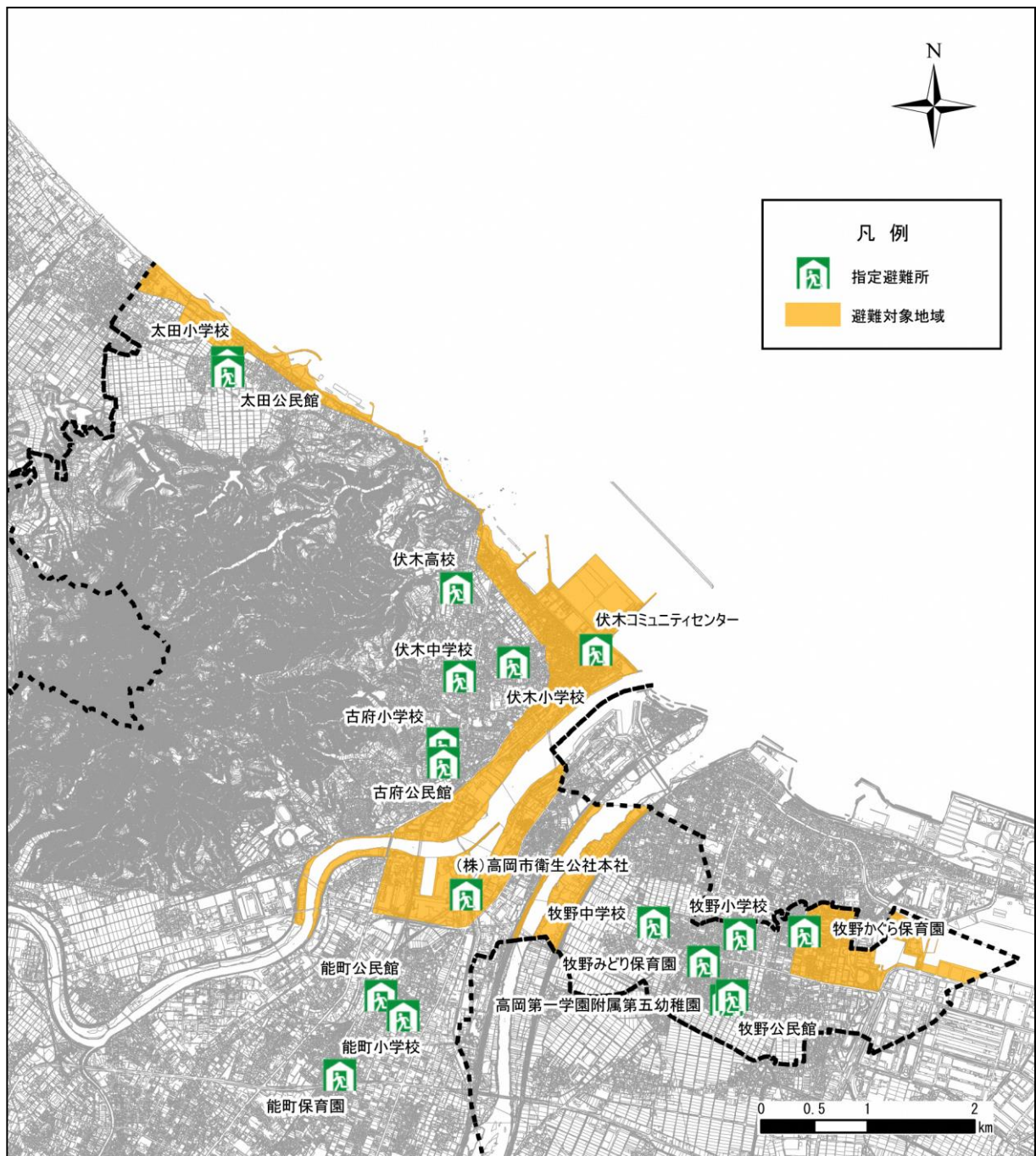


図 5 5地区の避難所位置図

5. 津波避難ビルの指定

津波避難ビルは、地域住民等が一時避難・退避等の避難行動を行うための施設である。

高岡市の避難困難地域では、適切な水平避難がなされれば津波からのリスクを防ぐことが可能であるが、避難が遅れた場合や要配慮者の避難を考慮して、一時的な避難場所として津波避難ビルを指定した。

表 5 津波避難ビル一覧

地区	施設名	構造	耐震化	階数	外階段	人の常駐
牧野	牧野かぐら保育園	鉄骨	○	2	なし	なし
能町	(株)高岡市衛生公社本社	鉄骨	○	5	なし	あり
伏木	高岡市伏木コミュニティーセンター	RC	○	3+屋上	なし	あり
伏木	ケアハウス伏木万葉の里	RC	○	5	あり	あり
伏木	ふしき苑	RC	○	3	なし	あり
伏木	伏木港湾合同庁舎	RC	○	5	なし	あり
伏木	伏木消防署	RC	○	2	あり	あり
伏木	山久ハイツ	RC	○	6	あり	なし
古府	PLAZA 伏木	RC	○	5	あり	なし
太田	道の駅雨晴	RC	○	3	あり	なし
太田	太田小学校	RC	○	3	*あり	なし
太田	太田公民館	RC	○	2	*あり	なし
太田	リゾートビラ雨晴	RC	○	5	*あり	あり

※太田小学校・太田公民館・リゾートビラ雨晴は、原則、正面玄関から建物内に入ることとし、外階段は使用しない。

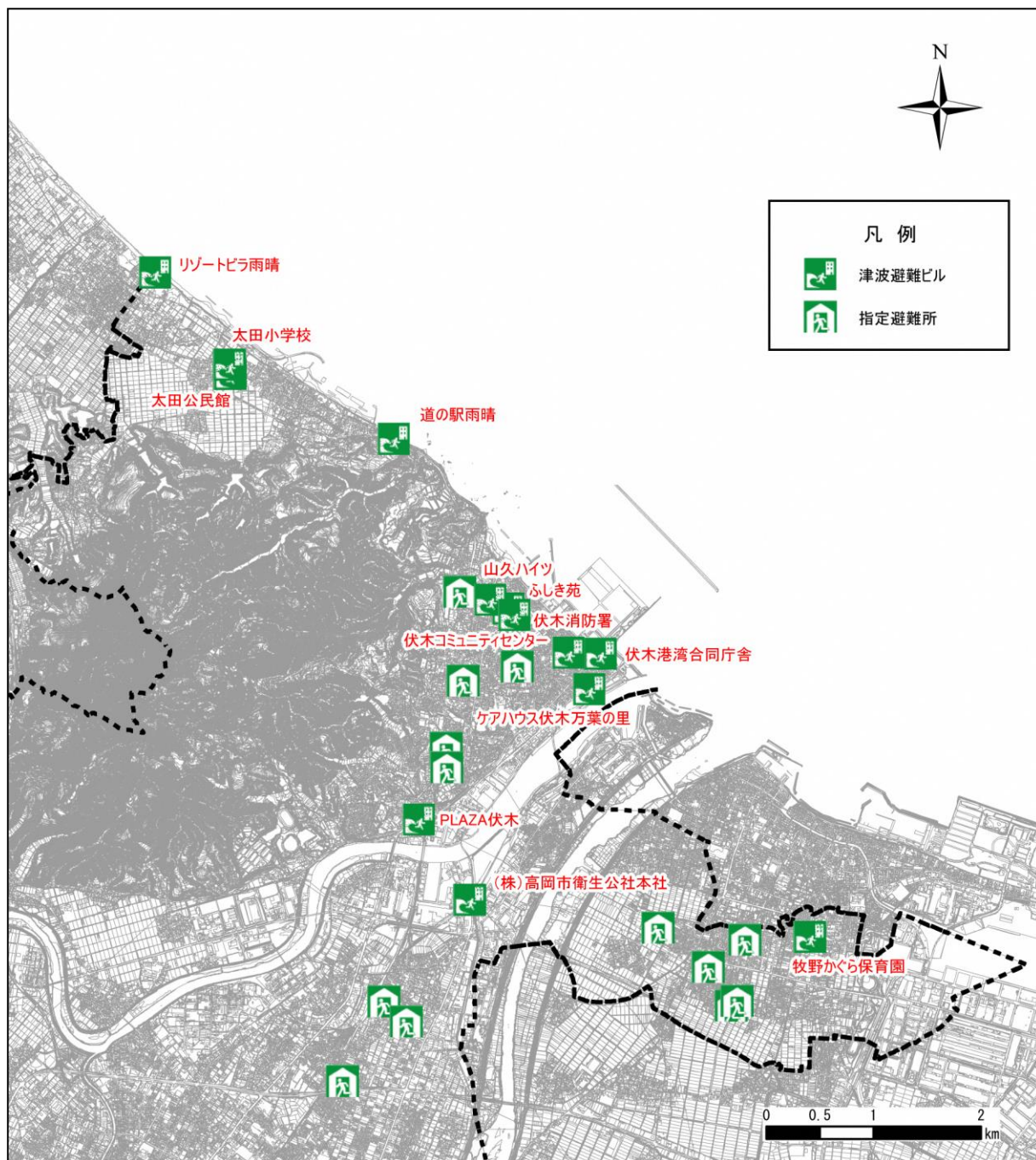


図 6 津波避難ビル位置

6. 避難の三原則

避難にあたっては、避難の三原則に則り行動を行うものとする。

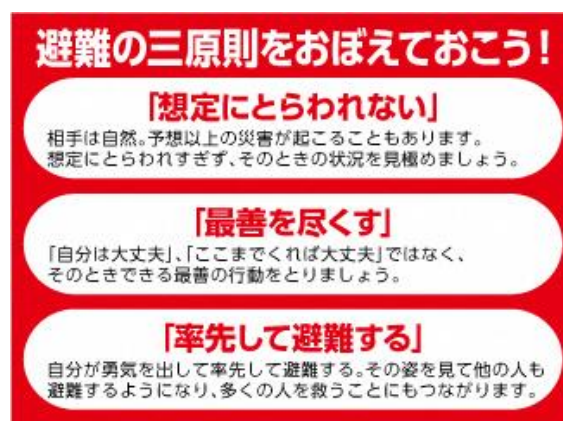


図 7 避難の三原則(津波ハザードマップより引用)

7. 地域別避難のしかた

(1) 津波浸水想定区域

この地域では、地震後すぐに津波が来るおそれがあるため、以下の避難方法を基本とする。

- ア 地震後すぐに海岸から遠ざかるよう避難する
- イ 地震発生後5分以内に浸水想定区域外へ出る
- ウ 既に浸水が始まっていたら垂直避難する
- エ 地震発生後15分までに避難対象地域外へ避難する

(2) 避難対象地域内での避難

この地域では、2波・3波による津波浸水から身を守る必要がある。このため、以下の避難方法を基本とする。

- ア 地震発生後5分以内に避難を開始する
- イ 避難する際は、地域ぐるみで、要配慮者を支援しつつ避難する
- ウ 地震発生後15分までに避難対象地域外へ避難する
- エ 避難対象地域外へ出た後は、安全な場所（避難所等）へ移動し、大津波・津波警報・注意報が解除されるまで避難を続ける

(3) 避難対象地域外での避難

この地域では、正しい情報を入手してから落ち着いて行動する。このため、以下の避難方法を基本とする。

- ア 津波に関する正しい情報（大津波警報・津波警報）を入手する
- イ 津波警報が富山湾で出た場合は、今いる場所の標高を参考に避難を判断する
- ウ 津波に関する情報は、継続して入手するようにする

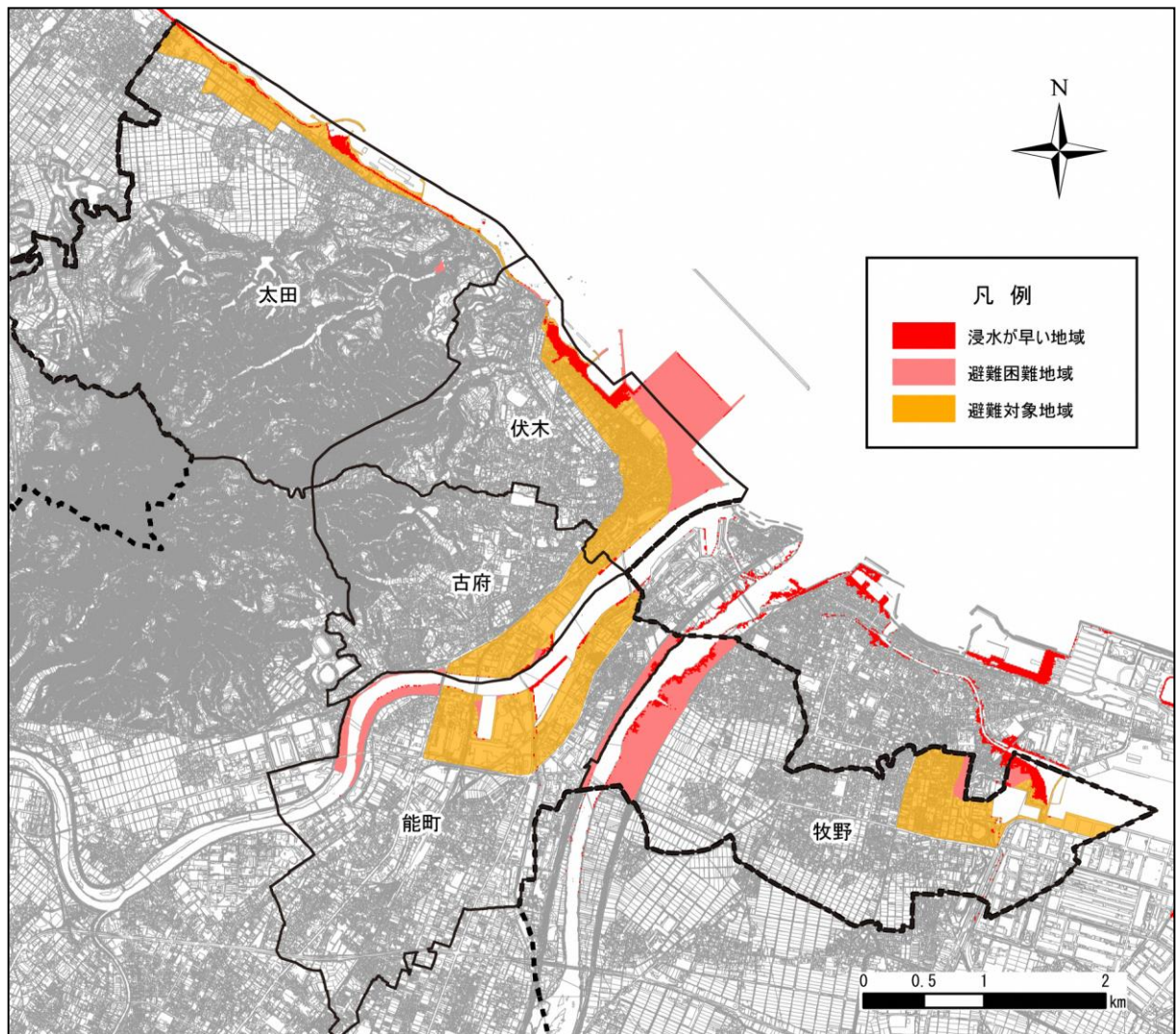


図 8 避難の地区分類

■地区別避難計画

地区名	自主防災組織名	人口	世帯	避難対象地域		避難目標		避難方向	避難経路	備考
				人口	世帯	一時	2次			
牧野	下牧野第二自治会防災会	540	202	0	0	牧野中学校	牧野中学校	南	牧野中学校方向へ避難する。まずは庄川堤防から400m 離れることを目安とする。	
	姫野第一自治会防災会	708	265	294	110	避難対象地域外	牧野小学校	西	県道 351 号まで出て逃げる。	
	姫野第二防災会	356	133	356	133	避難対象地域外	牧野小学校	西	県道 351 号又は 415 号まで出て逃げる。	
	下牧野第一防災会	390	146	0	0	牧野中学校	牧野中学校	南	牧野中学校方向へ避難する。まずは庄川堤防から400m 離れることを目安とする。	
	姫野第四防災会	706	264	269	101	避難対象地域外	牧野小学校	西	県道 351 号又は 415 号まで出て逃げる。	
	姫野第三自治会防災会	494	185	494	185	避難対象地域外	牧野小学校	西南	県民公園新港の森又は西南方向に向けて県道 35 号又は 415 号まで逃げる。県民公園新港の森を経由して避難した場合は、県道 35 号南の築山まで避難する。	遠くへ移動できない要配慮者は、初めから放生津小学校へ逃げる。
	金屋防災会	249	93	1	0	避難対象地域外	牧野小学校	西南	県道 351 号まで出て逃げる。	
	牧野地区 計	3443	1288	1413	529					
能町	吉久御蔵町防災会	158	63	0	0	能町小学校	能町小学校	南西	県道 350 号から県道 57 号に沿って逃げる。まずは射水市境から 400m 離れることを目安にする。	小矢部川には近づかない。
	吉久第一町防災会	125	50	124	50	避難対象地域外	能町小学校	南	県道 350 号から県道 57 号に沿って逃げる。まずは射水市境から 400m 離れることを目安にする。	避難対象地域外にでてからも極力避難を続ける。
	吉久西町防災会	120	48	69	28	避難対象地域外	能町小学校	南	県道 350 号から県道 57 号に沿って逃げる。まずは射水市境から 400m 離れることを目安にする。	避難対象地域外にでてからも極力避難を続ける。
	吉久末広町防災会	63	25	0	0	能町小学校	能町小学校	南西	県道 350 号から県道 57 号に沿って逃げる。	小矢部川には近づかない。
	富岡町防災会	226	90	0	0	能町小学校	能町小学校	南西	県道 350 号から県道 57 号に沿って逃げる。まずは射水市境から 400m 離れることを目安にする。	小矢部川には近づかない。
	能町自治会自主防災会	1720	686	356	142	避難対象地域外	能町小学校	南	国道 415 号に向けて逃げる。小矢部川沿いにいる場合は、高岡市衛生公社に逃げる。	材木町交差点の橋は渡らない。
	米島防災会	502	200	0	0	能町公民館	能町公民館	南東	県道 57 号まで出て逃げる。	米島大橋は渡らない。
	鷺北新防災会	90	36	4	2	能町公民館	能町公民館	南	国道 415 号に向けて逃げる。	小矢部川には近づかない。
	能町地区 計	3004	1198	554	221					
伏木	新島自治会防災会	64	26	64	26	避難対象地域外	伏木中学校	西北	高台方向に逃げる。	がけ崩れに注意
	湊町西部防災会	152	62	152	62	避難対象地域外	伏木小学校	西北	県道 245 号に沿って逃げる。	避難が遅れた場合、遠くへ移動できない要配慮者は、ケアハウス伏木万葉の里(2 階以上)に避難する。
	湊町東部防災会	168	68	168	68	避難対象地域外	伏木小学校	西北	県道 245 号に沿って逃げる。	小矢部川沿いの居住者で避難が遅れた場合、遠くへ移動できない要配慮者は、伏木港湾合同庁舎(2 階以上)に避難する。
	加古川自治会防災会	172	70	3	1	避難対象地域外	伏木高校	南西	海側から国道 415 号に向けて逃げる。	避難対象地域内には住宅なし。
	伏木本町防災会	342	139	265	108	避難対象地域外	伏木小学校	西	若宮防災会区域に向けて県道 245 号まで逃げる。	赤坂防災会は窪地があるため高いところを迂回して避難する。
	伏木旭町防災会	222	90	222	90	避難対象地域外	伏木高校	南西	若宮防災会区域に向けて県道 245 号まで逃げる。	道路が狭く迂回が必要となる恐れがある。

地区名	自主防災組織名	人口	世帯	避難対象地域		避難目標		避難方向	避難経路	備考
				人口	世帯	一時	2次			
	臥浦防災会	118	48	118	48	避難対象地域外	伏木小学校	西	若宮防災会区域に向けて県道 245 号まで逃げる。	最短の道路がなく迂回が必要となる恐れがある。
	国分町防災会	532	216	419	170	避難対象地域外	伏木高校	南西	県道 245 号に沿って逃げる。	水路沿い注意
	若宮防災会	350	142	114	46	避難対象地域外	伏木高校	南西	県道 245 号に沿って逃げる	
	玉川自治会防災会	160	65	160	65	避難対象地域外	伏木小学校	西	県道 245 号に沿って逃げる。	避難が遅れた場合、遠くへ移動できない要配慮者は、ケアハウス伏木万葉の里(2 階以上)に避難する。
	古国府中部防災会	135	55	131	53	避難対象地域外	伏木中学校	西	高台方向に逃げる。	がけ崩れに注意
	新町防災会	135	55	135	55	避難対象地域外	伏木中学校	西	赤坂方向へ一気に逃げる。	
	高町防災会	246	100	9	4	伏木中学校	伏木中学校	西	赤坂方向へ一気に逃げる。	がけ崩れに注意
	駅前自治会防災会	111	45	111	45	避難対象地域外	伏木中学校	北西	赤坂方向へ一気に逃げる。	がけ崩れに注意
	伏木中道防災会	187	76	187	76	避難対象地域外	伏木小学校	西	県道 245 号に沿って逃げる。	避難が遅れた場合、遠くへ移動できない要配慮者は、ケアハウス伏木万葉の里(2 階以上)に避難する。
	石坂防災会	209	85	209	85	避難対象地域外	伏木小学校	西	赤坂又は若宮の早く着けるほうに逃げる。	小矢部川沿いの居住者で避難が遅れた場合、遠くへ移動できない要配慮者は、伏木港湾合同庁舎(2 階以上)に避難する。
	伏木地区 計	3303	1342	2467	1002					
古府	古府第二自治会自主防災会	234	95	2	1	伏木中学校	伏木中学校	北西	高台方向に逃げる。	がけ崩れに注意
	城光寺防災会	150	61	0	0	古府小学校	古府小学校	北東	高台方向に逃げる。	がけ崩れに注意
	串岡自治会防災会	204	83	92	37	避難対象地域外	古府小学校	北西	高台方向に逃げる。	がけ崩れに注意
	伏木古府若草防災会	862	350	0	0	伏木中学校	伏木中学校	北西	高台方向に逃げる。	がけ崩れに注意
	古府地区 計	1450	589	93	38					
太田	渋谷防災会	152	54	38	13	避難対象地域外	太田小学校	南西	海側から氷見線を超えるよう避難する。	氷見線を超えてからは R415 方向(高台)へ移動する。道路幅が狭いため通行できる経路を選んで移動する。
	雨晴西部防災会	121	43	12	4	避難対象地域外	太田小学校	南西	海側から氷見線を超えるよう避難する。	氷見線を超えてからは R415 方向(高台)へ移動する。道路幅が狭いため通行できる経路を選んで移動する。
	中村東部自治会防災会	200	71	7	3	避難対象地域外	太田小学校	南西	海側から国道 415 号に向かって避難する。	地区東西にある排水路の越流に留意する。
	伊勢領自治会自主防災会	478	170	82	29	避難対象地域外	太田小学校	南西	海側から氷見線を超えるよう避難する。	避難が遅れた場合、遠くへ移動できない要配慮者は、リゾートビラ雨晴(2 階以上)に避難する
	辰ノ口東部地区防災会	281	100	43	15	避難対象地域外	太田小学校	南西	海側から氷見線を超えるよう避難する。	氷見線を超えてからは R415 方向(高台)へ移動する。道路幅が狭いため通行できる経路を選んで移動する。
	辰口北部防災会	101	36	15	6	避難対象地域外	太田小学校	南西	海側から氷見線を超えるよう避難する。	氷見線を超えてからは R415 方向(高台)へ移動する。道路幅が狭いため通行できる経路を選んで移動する。
	雨晴東部防災会	76	27	0	0	太田小学校	太田小学校	西	まずは高台(国道 415 号)に出る。	避難所までの距離が遠いため、雨晴会館前広場などを地域の一時避難所に決めておく。
	太田地区 計	1409	501	198	71					

一時避難所　：　地震時（大津波警報・津波警報発令時）にまず避難する場所。津波時は早急な避難が必要となることから、避難対象地域内には津波避難ビル以外に一時避難所（地区の集合場所）を設けない。

2次避難所　：　安全な場所に避難した後、警報が解除されるまで避難する場所。津波避難ビルを利用しても良い。

8. 避難の方法

(1) 避難の方法

避難方法は、原則徒歩とするが、以下のケースにおいては車での避難を行う。ただし、車で避難する場合は、避難行動を一足早くし渋滞を回避すること、地区の液状化リスクを把握し、災害時に車が利用できないことを想定しておく。

ア 自力で歩行できない避難者

イ 高齢者や障がい者が長い距離を避難しなくてはならない場合（避難困難地域内の避難行動要支援者）

(2) 避難誘導

避難誘導は、避難対象地域内の市職員、消防吏員、消防団員等が主体的に実施する。

避難誘導は、津波に関する情報を踏まえ自らの安全を確保した上、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難路の安全性を確認しつつ、避難対象地域外又は津波避難ビルへの誘導に努める。

なお、自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提である。

津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時刻等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を備えることなどについて定める必要がある。

9. 避難経路の設定

避難経路は、避難目標地点まで最も短時間で到達できる経路を指すが、あらかじめ決めておいた経路が災害時に利用できるとは限らない。このため、津波ハザードマップにある避難方向を参考に、地域（各家庭又は自主防災組織）にて安全性の高い経路を検討しておくことが重要である。避難路の設定においては、下記に留意する。

ア 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁の落下等により避難できないことも考えられることから、避難路、避難経路の幅員はできる限り広く、かつ迂回路等が確保されていること。

イ 津波が予想よりも早く到達する場合があること、河川沿いの道路を設定することはできる限り避ける。また、橋やアンダーパスを渡って避難しないようにする。

ウ 最も早く津波に対して安全な場所へ避難できる方向を選ぶ。（津波の進行方向と同方向へ避難する道路を設定することが原則である。ただし、地形によっては直行方向に逃げるほうが早く安全な場所に避難できることもあるため留意する。海岸方向に高台等がある場合であっても、できる限り海岸方向への避難は避ける。）

エ 夜間の避難も想定し、原則として夜間照明灯が設置されていること。

第2章 津波発生時の活動体制及び津波情報の収集

1. 津波発生時の活動体制

(1) 出動体制及び基準

市は、市内で地震が発生又は津波に関する注意報・警報が発表された場合、直ちに次の出動体制をとり、被害状況の把握及び災害応急対策を実施する。

表 6 出動体制

出動基準震度 及び津波警報等	職員の 出動基準	本部設置 基準	業務内容	出動担当
震度3	警戒体制	—		・危機管理課 ・消防本部
震度4 津波注意報	第1次 出動体制	災害警戒 本部第1	地震情報及び被害 状況の把握を主に 実施する。	・危機管理課 ・産業振興部 ・都市創造部 ・水道局 ・消防本部 ・第1次体制時事務局員
震度5弱又は5強 津波警報	第2次 出動体制	災害警戒 本部第2	被害状況の把握及 び必要な応急対策 を実施する。	・第1次体制職員 ・第2次体制時事務局員 ・部局長 ・各部局の部局長があらかじめ 指定した職員
震度6弱以上 (相互応援協定先で の発生時を含む) 大津波警報	第3次 出動体制	災害対策 本部	被害状況に応じて 災害対策本部を設 置する。	・全職員

(2) 職員の動員・配備

市域において津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を推進するため、本部長は職員を動員し、必要と認められる配備体制をとる。

職員は、勤務時間外又は休日においても、出動基準で定められた地震又は津波が発生した場合には、あらかじめ指定された配備場所に自主的に参集する。

ただし、災害その他の事情により、所定の部署に到達できない場合は、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、その旨を所属長に報告する。

(3) 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置・廃止

市内において津波が発生、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の規定により、高岡市災害対策本部（以下本章において「本部」という。）を設置し、災害応急対策を講ずる。災害対策本部及び現地対策本部の設置・廃止基準及び体制は、高岡市地域防災計画に準ずるものとする。

2. 津波情報の収集

(1) 津波監視体制の整備

津波注意報や津波警報が発表された場合又は強い地震の揺れを感じた場合には、海面監視を実施して津波の状況や被害の様相等の把握に努める。海面監視により救助・救出活動等の災害応急対策の迅速な実施、避難勧告や避難指示の発令等を円滑に進める。

1) 津波監視担当者

津波による海面変動を監視するため、海面監視の担当を事前に決めておく。

2) 津波監視場所

海面監視をする場所については高い場所で、かつ安全を確保できる場所とし、あらかじめ決めておく。

3) 津波監視情報の伝達方法

海面監視により、津波の来襲、津波の高さなどを確認した場合は、速やかに災害対策本部等に情報を伝達し、津波避難の指示等に生かす。なお、津波監視情報の伝達については、防災行政無線の移動系無線局や消防無線等により実施する。

海面の昇降等異常現象を発見した者は、市長（災害対策本部等）、警察官、海上保安官のうち通報に最も便利な者に速やかに通報するものとする。

この場合において、市長がこれを受けた場合は、知事（防災危機管理課）及び富山地方気象台へ、警察官、海上保安官がこれを受けた場合は、市長及び知事へ速やかに通報するものとし、知事は速やかに富山地方気象台に通報する。

(2) 津波警報・注意報

富山県の沿岸（津波予報区：富山県）に対する津波警報・注意報は、図 9 に示す伝達系統により収集する。津波警報・注意報は、地震が発生してから約 3 分を目標に気象庁から発表される。高岡市の津波予報区は富山湾であるため、県東部で津波が高くなる場合でも、この予報として発表される。

表 7 大津波・津波警報、注意報

種類	予想される津波の高さ	発表される津波の高さ	
		巨大地震の場合	数値で発表する場合
大津波警報	10m～	巨大	10m 超
	5m～10m		10m
	3m～5m		5m
津波警報	1m～3m	高い	3m
津波注意報	0.2m～1m	—	1m

第3章 津波情報の伝達

1. 津波情報の伝達

津波に関する緊急情報は、防災行政無線、緊急速報メールなどにより住民へ伝達するケースと、テレビ・ラジオなど住民自ら収集するケースの2系統で伝達する。

防災行政無線など情報伝達手段の活用と併せて、緊急速報メールや全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の活用など、全ての住民及び旅行者等に情報を速やかに伝達できる体制を推進する。

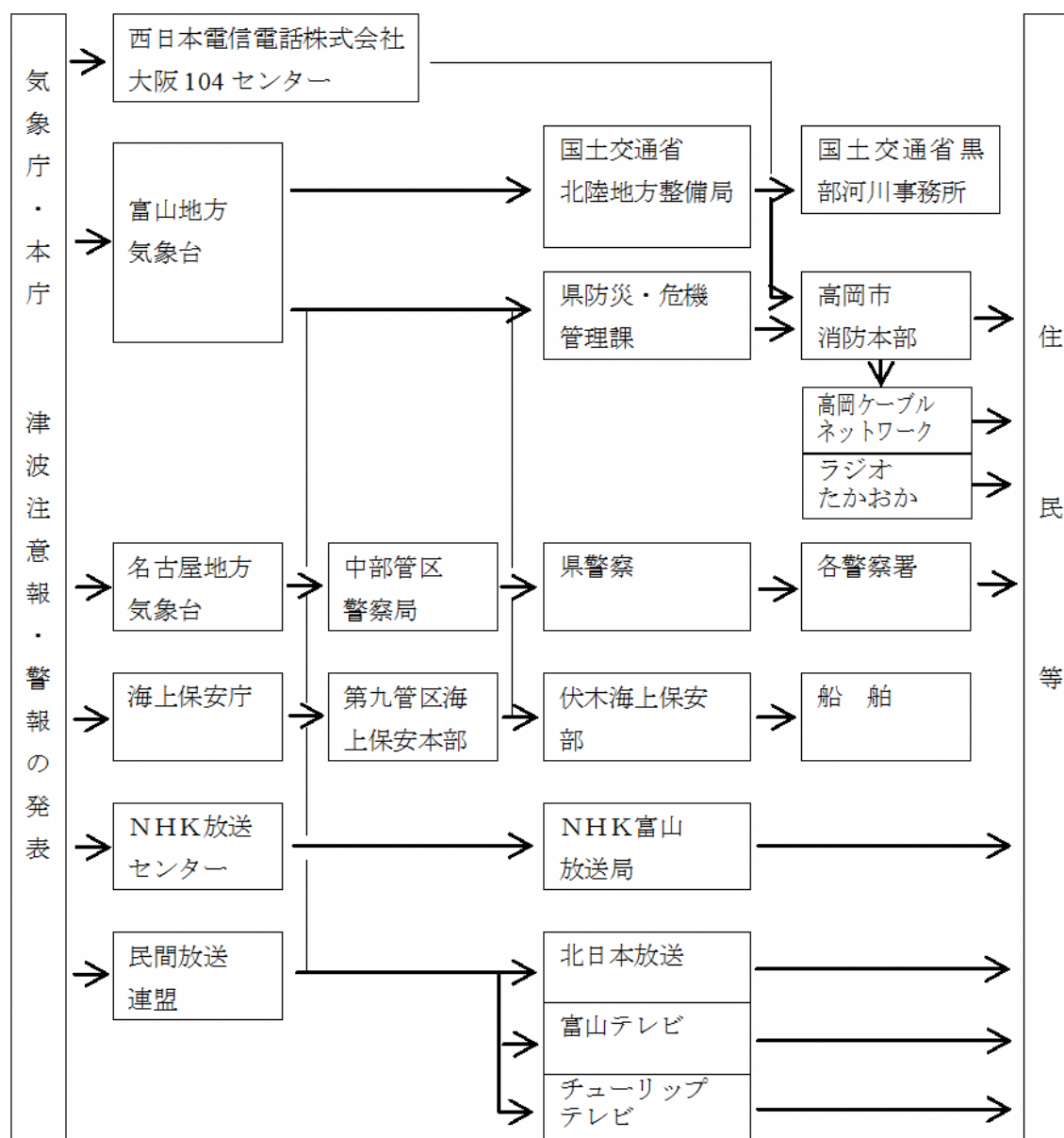


図 9 津波警報等伝達系統図

2. 高岡市による情報伝達

情報の伝達先と市の伝達体制は、次表のとおりとする。

表 8 避難情報の伝達先・伝達手段

伝達先・伝達手段		市担当部署
① 同報系防災行政無線		危機管理課
② 広報車		管財契約課
③ 警察、消防	高岡警察署	市民生活課
	射水警察署	
	消防署	消防本部警防課
	消防団	消防本部警防課
④ 自主防災組織、自治会等	自主防災組織、自治会等	地域課
⑤ 福祉関係者	校下(地区)社会福祉協議会	社会福祉課
	民生委員、児童委員	社会福祉課
	児童福祉施設等	子ども・子育て課
	老人福祉施設等	長寿福祉課
	障害者福祉施設	社会福祉課
⑥ 避難施設	市指定避難施設	各施設管理者
⑦ 防災情報一斉配信システム	HP、SNS等	広報発信課
⑧ テレビ、ラジオ	テレビ局	広報発信課
	ラジオ局	広報発信課
⑨ 市町村関係機関	小中学校	教育委員会教育総務課
	地域交流センター	地域課
⑩ 県等関係機関	県防災・危機管理課	危機管理課
	県土木センター	土木維持課

第4章 避難情報の発令基準

(1) 津波の発生時における避難情報の発令、解除基準

避難情報の発令は、表 26 に示す判断基準により行う。なお、津波避難対象地域内の住民は、強い地震（震度4以上）やゆらゆらと長く続く地震を感じたら、避難情報を待つことなく避難を開始する。

表 9 避難情報の発令・解除基準

	発令基準	解除基準
避難指示	次のいずれかに該当する場合 ①大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 ②停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されたとき

津波は、段階的に災害の切迫度が高まる洪水や土砂災害等と異なり、危険な地域から一刻も早く避難対象地域外や津波避難ビル等へ立退き避難をすることが望ましいことから、市は「緊急安全確保」ではなく「避難指示」を発令する。また、上述のとおり災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には警戒レベルを付さない。

(2) 避難情報の実施要領

1) 避難情報の発令

市長(本部長)は、避難情報を発令したとき及び警察官・海上保安官・自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けた場合、次の事項を速やかに公示（緊急速報メールや防災情報メール、防災行政無線などの多様な手段で、住民が十分に了知できる方法で公表）するとともに知事に報告する。

- ア 避難情報の発令者名
- イ 発令の日時
- ウ 発令の理由
- エ 避難対象地域(町名等)
- オ 避難先

2) 避難情報の解除

市長(本部長)は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示するとともに知事に報告する。

(3) 広報文例

表 10 防災行政無線等での広報文例

種別	内容
①大津波警報または津波警報が発表された場合	こちちは高岡市です。 大津波警報(または、津波警報)が発表されたため、〇〇地区に避難指示を発令しました。直ちに海岸や河川から離れ、〇〇に(または、できるだけ高い場所に)避難してください。
②強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合	こちらは高岡市です。 強い揺れの地震がありました。津波が発生する可能性があるため、〇〇地区に避難指示を発令しました。直ちに海岸や河川から離れ、〇〇に(または、できるだけ高い場所に)避難してください。
③津波注意報が発表された場合	こちらは高岡市です。 津波注意報が発表されたため、〇〇地区に避難指示を発令しました。海の中や海岸付近は危険です。直ちに海岸から離れて高い場所に避難してください。

第5章 要配慮者への配慮

1. 津波に関する知識の普及

要配慮者の特性に配慮した啓発活動を実施する。

2. 地域ぐるみの支援体制の整備

地域における避難行動要支援者を確認する。

避難行動要支援者ごとの支援者を確保する。

ワークショップによる支援体制の確立を推進する。

津波避難支援訓練を実施する。

3. 車による避難

避難方法は、原則徒歩とするが、以下のケースにおいては車での避難を行う。ただし、車で避難する場合は、避難行動を一足早くし渋滞を回避すること、地区の液状化リスクを把握し、災害時に車が利用できないことを想定しておく。

ア 自力で歩行できない避難者

イ 高齢者や障がい者が長い距離を避難しなくてはならない場合（避難困難地域内の避難行動要支援者）

4. 要配慮者への情報伝達手段の確保

（1） 要配慮者への伝達

市が行う災害時の広報活動は、緊急速報メール・防災情報メール、固定電話・FAX 配信サービス、マゴコロボタン、消防車・広報車、同報系防災行政無線、市ホームページ、ラジオなどの手段を用いるとともに、放送局（高岡 CATV、ラジオたかおか）への協力要請を行う。なお、緊急情報は、音声による情報伝達が中心となるため、在宅の聴覚障がい者に対する情報伝達に配慮するものとする。

また、市からの直接的な伝達のほかに、避難行動要支援者申出カード（個別避難計画）で定めた支援者との連携による伝達が特に重要となる。このため、避難行動要支援者申出カードの特記事項に緊急時の通信手段などを記載するものとする。

なお、要配慮者からの連絡・通報体制としては、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板サービス※などの通信サービスを活用した安否確認や、倒壊家屋に閉じ込められた場合や支援等を必要とする場合に自分の居場所を伝えるための防犯ブザー・緊急ホイッスルなどが考えられる。

※災害用伝言ダイヤル：電話の輻輳の発生する状況に至った段階に NTT により開設されるサービス

※災害用伝言板サービス：震度 6 弱以上の地震等が発生した場合、携帯電話会社により開設されるサービス

（2） 関連施設への伝達

要配慮者関連施設に対しては、社会福祉課、子ども・子育て課及び長寿福祉課から関連施設への情報伝達を行うが、早期に津波情報を取得することの周知に努め、情報の自主的な取得の促進を図ることとする。

関連施設へ提供する情報の種類と主たる伝達手段は、次のとおりとする。

表 11 関連施設への伝達方法

情報の種類	主たる伝達手段等
①気象情報	TV、ラジオ、インターネット等により自主的に情報を取得
②避難情報	市・消防等の広報、同報系防災行政無線、CATV、ラジオなど

5. 要配慮者に配慮した緊急情報通信システムの確立

(1) 要配慮者別の緊急情報伝達手段の整備

要配慮者に緊急情報伝達を行うため、以下の情報伝達手段の活用を図る。

ア 音による伝達手段 同報系防災行政無線、ラジオ、電話、ケーブルテレビ放送

イ 映像による伝達手段 テレビ（ケーブルテレビを含む）、メール

ウ 文字による伝達手段 テレビの文字放送、ファックス、メール

(2) 緊急情報伝達網の整備

避難行動要支援者への確実な緊急情報伝達を確保するため、避難行動要支援者の支援者を含む緊急情報伝達網の整備を図る。また、庁内に避難行動要支援者に対する緊急情報を担当する職員を配置し、確実な情報伝達を行う。

6. 社会福祉施設等における防災体制の確立

高齢者や障がい者を対象としている社会福祉施設等では、要配慮者が集中して生活している場合がほとんどである。したがって、津波災害を想定した避難体制を整備し、緊急時に迅速に対応できる防災体制を確立する。

第6章 津波に対する教育・啓発及び訓練の実施

1. 教育・啓発活動

自宅の耐震補強や家具の固定などの耐震、耐災の取組みを行うことは、物的被害を軽減させ、何よりも人命を救うことにつながる。

東北地方太平洋沖地震では、小中学校における日頃からの津波等の防災教育を充実させることが教訓となった。

そのため市は、総合的な震災・津波対策を推進するため、市民に対する自主防災意識の普及・啓発を図っていくことが重要である。

(1) 市民に対する防災知識の普及

災害発生時には、市民、市、関係機関が一体となり迅速な防災活動を行い、被害の軽減を図る必要がある。このため、市民が日頃から「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、防災活動を行えるよう、市は以下の団体・組織に対して、社会教育の機会創出及び防災知識の普及が図られるよう働きかける。この際、津波ハザードマップを活用するなど、子供から高齢者まで、分かりやすい周知に努める。

(2) 学校における防災教育

学校に通学している児童・生徒については、避難訓練等に併せ、ハンドブックを活用した防災教育の学習機会を設けるほか、総合学習の時間などを活用し、防災教育を実施する。

(3) 社会教育における防災知識の普及

青少年団体、婦人団体等に対し、公民館等で実施する各種研修会、会合など社会教育の機会を利用して防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 地域の防災リーダーの育成

自主的に訓練計画を立案し、また、地域の防災活動が継続的に実施されるよう、地域の防災リーダーを育成する。

2. 津波避難訓練の実施

市及び関係機関は、津波発生時の被害軽減のため、防災の日等を活用し、相互に協力して津波警報・避難情報等の情報伝達訓練、津波避難訓練等を定期的に行うよう努める。

その際、住民、学校、観光客、漁業・港湾関係者、走行車両、公共交通機関及び船舶等幅広い参加を促す。なお、津波避難訓練は、自主防災組織単位で行うこととし対象範囲は津波避難対象地域とする。

第7章 各主体の役割

1. 市民

- ア 津波に関する地域の危険性の日常的な認識
- イ 避難場所及び避難路等の把握
- ウ 津波避難訓練への積極的な参加

2. 国・県

- ア 海岸保全施設等の整備・改修

3. 市

- ア 海岸保全施設等の整備・改修
- イ 津波危険区域の予測と避難所等の指定
- ウ 津波避難訓練の実施
- エ 要配慮者への津波対策の推進
- オ 情報通信体制の整備
- カ 津波監視体制の整備

第8章 海岸保全施設等の整備・改善等

国、県及び市は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

さらに、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようにあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理する。